

会員規約

第1条(名称)

本施設は、「コンディショニングジム REINUS」(以下、本クラブ)と称します。

第2条(運営主体)

本クラブは、(株)ARIAKE (熊本県熊本市南区幸田2丁目7番1号;以下、当社)が管理運営の主体となります。

第3条(目的)

本クラブは、運動を通して会員の身体機能、不調の改善、健康維持・増進に努め、生活の質を向上させることを目的とします。

第4条(会員資格等)

会員は、本クラブの目的に賛同し、本規約を承諾する方及び団体とし、会員の本クラブの利用は医師から運動を禁じられていない方とします(ただし、クラブが特別に認めた場合はこの限りではありません)。なお、次の各号の該当する方は、入会できません。

暴力団員または暴力団と密接な関係にある方。

暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の市民社会の秩序や安全に脅かす方、またはそのような団体と密接な関係にある方。

社会通念上、前各号に該当すると思われる行動、言動、外見・身なり(刺青・タトゥーの露出を含む)をされている方。

18歳未満の方は、親権者の同意が必要となります。

第5条(会員の種類)

本クラブの会員の種類及び権利は、別途定める「お申し込み・ご利用の案内」が適用されます。

必要に応じて会員の種類を新規に設定し、もしくは廃止することがあります。かかる場合、当社は事前に本クラブホームページ、書面、または施設内の掲示等にて告知するものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。

第6条(入会手続き)

本クラブ入会の際は、所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得た上で、会費・入会諸費用等をお支払いいただきます。

第7条(諸手続き)

会員は、会員種類の変更を行う場合、所定の方法で手続きを完了しなければなりません。また、入会申し込み時に記載した内容に変更があった場合も、速やかに変更手続きを完了しなければなりません。この場合、変更届出の効力は当社の変更事務処理終了により、生じるものとします。

第8条(入会登録手数料・会費・チケット料金等)

入会登録手数料・会費・チケット料金等は、本クラブが定める所定の方法で納めていただきます。

ご入会時には、初月分および翌月分の会費を合わせてお支払いいただきます。

会費の引き落としは、毎月20日に当月分を口座振替により行います。金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日の引き落としとなります。

2名以上が同時に入会した場合(以下「ペア入会」という)、各会員の月会費を1,000円割引します。会員種別は問いません。ただし、いずれか一方が退会・休会・種別変更等によりペア条件を満たさなくなった場合は翌月より通常料金を適用します。

会費の引き落としに際し、口座の不備や残高不足により引き落としができなかった場合は、原則として翌月に未納分を含めて自動的に引き落としいたします。会員は、施設利用の有無にかかわらず、退会するまでは指定の会費を支払わなくてはなりません。一度納められた入会登録手数料・会費・チケット料金等は、原則返金いたしません。

第9条(会員証)

本クラブの会員の証として、会員証を発行します。本クラブを利用する際は、必ず会員証を提示していただきます。会員証は、本人のみ有効であり、会員は第三者に譲渡・貸与その他の担保権設定をすることはできません。

第10条(チケット)

お買い求めいただいたチケットは、他人に譲渡、転売することはできません。一度納められたチケット料金は、利用の有無にかかわらず、原則返金いたしません。

第11条(休会)

会員は、前月の10日(10日が休館日の場合は翌営業日)までに本クラブに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本クラブの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。休会費は1,100円となります。

第12条(退会手続き)

会員は、各月の10日(10日が休館日の場合は翌営業日)までに本クラブ所定の退会届を提出することにより、その月限りで退会することができます。電話や口頭での退会は受け付けできません。10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本クラブが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

第13条(会員種別変更)

会員は、前月の10日(10日が休館日の場合は翌営業日)までに本クラブ所定の会員種別変更届を提出することにより、翌月より会員種別を変更することができます。10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌々月扱いになります。

第14条(ビジター)

本クラブは、会員以外のお客様(以下ビジターという)に施設をご利用いただくことができます。この場合、ビジターは別途定める施設利用料金をお支払い頂き、ご利用に関しては会員の資格に準じます。(ただし、混雑時は会員を優先させていただきます)ビジターについても会員規約は適用されます。

第15条(会員資格の喪失)

会員が、次の各号のいずれかに該当する場合、当該会員は当然に会員資格を喪失します。この場合、会員証は無効とし、直ちに返還していただきます。

- ①会費を2ヶ月以上未納の方(会費を2ヶ月滞納した場合は、退会扱いとさせていただきます。ただし、未納分については未払い料金としてご請求させていただきます)。
- ②本クラブが定める会費を、本クラブ指定の方法及び期限までに支払わなかったとき。
- ③本クラブの名譽を傷つけ、秩序を乱した方。
- ④入会に際して虚偽の申告をした方。
- ⑤死亡したとき。
- ⑥その他本クラブの目的に相応しくない行為をされた方。
- ⑦第4条のいずれかに該当する方。
- ⑧会員規約・利用規約、その他本クラブの諸規則に違反している方。

第16条(再入会)

退会した会員が再度入会を希望する場合、次の各号のすべてを満たすものとします。

- ①退会日から6か月以上経過していること。
- ②再入会時に入会金11,000円を再度支払うこと。
- ③再入会に際して、紹介割引を適用しないこと。
- ④再入会者は、各種キャンペーンの対象外とすること。

第17条(損害賠償)

本クラブは、本クラブの施設利用に際して会員または第三者に生じた人的、物的事故について本クラブは一切の責任を負いません。ビジターについても同様とします。会員が本クラブの施設利用に際して本クラブまたは第三者に損害を与えた場合、当該会員は速やかにその賠償の責任に応じるものとします。事故または損害を与えた原因が明らかに本クラブの過失または器具類の不都合による場合は、前各号の適用はありません。

第18条(盗難)

会員が本クラブの利用に際して生じた盗難については、本クラブは一切損害賠償の責任を負いません。

第19条(紛失・忘れ物)

会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、本クラブは一切損害賠償の責任を負いません。忘れ物については、一定期間(1ヶ月間)保管した後、処分させていただきます。

第20条(禁止事項)

本クラブでは、下記の各号の行為を禁止いたします。

- ・所定の場所以外での飲食、喫煙
- ・酒気を帯びてのトレーニング
- ・外傷、皮膚疾患、伝染病を有する方の施設利用
- ・飲食物、危険物及びペットのお持ち込み
- ・賭博行為、勧誘、セールス行為、及びそれに類する行為で、他のお客様に迷惑を及ぼす行為
- ・無許可の写真・ビデオ撮影、録音等
- ・無許可のアンケート協力等の依頼行為
- ・他人を誹謗、中傷すること
- ・他人に対する暴力行為や威嚇行為
- ・痴漢、覗き、露出など公序良俗に反する行為
- ・施設内に落書きや造作をする行為
- ・本クラブ利用時に、暴力的な言葉や大声を発する行為
- ・器具を床に落とすなど、故意に音を立てるまたは振動を与える行為
- ・立入禁止区域への立ち入り
- ・営業妨害とみなされる行為
- ・無許可での各種設備設定の変更(空調・照明・音響等を含むがこれらに限らない)
- ・本クラブの従業員及び関係者に対する当社等からの退職の勧誘、他社への就職あっせん、引き抜きその他これらに類する行為
- ・その他、本クラブの施設目的にそぐわない行為

過度なクレーム、執拗な要求、威圧的な言動、または従業員の業務を著しく妨げる行為、これらが確認された場合、当社は注意・警告のうえ、必要に応じて会員資格の停止、もしくは退会措置を行うことがあります。

第21条(休業)

本本クラブは、ホテルしらさぎの休館日は休業とします。また、年末年始、メンテナンス等により不定期に休業することがあります。原則として、月に26日以上営業いたします。

第22条(施設・設備・サービスの廃止と利用制限)

天変地異・法令の制定改廃・行政指導・社会情勢の著しい変化・その他やむを得ない事由が発生した場合、本クラブは、施設・設備・サービスの全部もしくは一部を廃止し、またはその利用を制限することができます。施設・設備の改造・改築・整備等を行う場合または経営上必要があると認められた場合、本クラブは、施設・設備の全部もしくは一部を廃止し、その利用やサービス提供を制限することができます。その告知は、本クラブホームページ、書面、または各施設内の掲示等により行います。各施設は、本項の他、施設の管理上やむを得ない場合には、予め告知の上休館することがあります。この告知は原則として本クラブホームページ、書面、または施設内の掲示等により行いますが、やむを得ない事情による臨時休業については、この限りではありません。前各項の場合、会員は、本クラブに対して損害賠償等一切の請求をできないものとします。

第23条(温泉の利用)

温泉利用時間は下記の通りです。

11:00～23:00 (デイ会員:18:00まで)

※デイ会員制度は停止しています。既存のデイ会員の方のみ18:00までご利用いただけます。

時間外での利用を発見した場合、入浴代金をご請求させていただきます。ジムの利用無く温泉のみの利用の際はフロントにて会員証の提示をお願いいたします。

温泉施設のご利用に際しては、ホテルが定める施設利用規則およびマナーを遵守し、他のお客様の迷惑となる行為はお控えください。規則に著しく反する行為が確認された場合、温泉施設の利用制限、または会員資格の停止・退会措置を行うことがあります。

第24条(規約の発効)

本規約は、令和8年6月1日から発効します。

本規約は、随時必要に応じて改訂されることがあります。この場合、原則として本クラブホームページ、書面、または施設内の掲示等により通知します。改訂した場合、その効力は全ての会員に及ぶものとし、異議なく新しい規約を遵守されるものいたします。